

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

労働保険番号	1	2	1	0	8	0	1	4	3	9	0	0	0	0				
	都道府県			所庁		管轄		基幹番号				枝番号		被一括事業場番号				
法人番号	7	0	5	0	0	0	1	0	0	4	9	6	3					

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
労働者派遣事業		株式会社 アイ・ポート		(〒 286 - 0221) 千葉県富里市七栄127-48 エムズビル2F (電話番号 0476 - 33 - 3910)				令和5年11月1日から1年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年①については360時間まで、 ②については320時間まで	
						1日		1箇月①については45時間まで、②については42時間まで		起算日 (年月日)	令和5年11月1日
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
						5時間		45時間		360時間	
休日労働	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
						6時間		42時間		320時間	
						別紙協定書のとおり		別紙協定書のとおり		別紙協定書のとおり	
						別紙協定書のとおり		別紙協定書のとおり		別紙協定書のとおり	
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>											



時間外労働に関する協定届(特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
別紙協定書のとおり	別紙協定書のとおり	別紙協定書のとおり			6回	80時間	25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前の通知								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ⑨	(具体的内容) 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせる							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>										
(チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 令和5年10月13日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 事務
氏名 藤浪 洋子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和5年10月13日

使用者

職名 代表取締役
氏名 小林良雄

作成 社会保険労務士(茨城県社会保険労務士会)

成田 労働基準監督署長殿

提出代行者 大泉 敦史 TEL.029 212-3277

